

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	Ⅲ-2-2-1(2)⑤	本規定は保険業法施行規則第56条の2第2項6号に定める「老人、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務」に対応するものであり、「高齢者等」には身体障害者等が含まれるという理解で良いか。	貴見のとおりです。
2	Ⅲ-2-2-1(2)⑤	健康・福祉関連業務として例示されている「介護機器の開発・貸付・販売」、「介護者の研修」、「高齢者等の訪問看護」、「在宅関連サービス」等は、老人福祉施設等の法人向けに実施することも認められるという理解で良いか。	貴見のとおりです。
3	Ⅲ-2-2-1(2)⑤	「在宅関連サービス」は、例えば、生活援助サービス、配食・食品宅配サービス、送迎サービスなどのサービスが含まれるという理解で良いか。	貴見のとおりです。
4	Ⅲ-2-2-1(2)⑤	本規定は保険業法施行規則第56条の2第2項第6号に定める「老人、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務」に対応するものであるが、例えば、老人・身体障害者等を対象とする配食・食品宅配サービスについて、老人・身体障害者等と併せてその同居の親族等にも当該サービスを提供することは、本規定における福祉関連業務の範囲を直ちに逸脱するものではないという理解で良いか。	老人・身体障害者等に配食・食品宅配サービスを提供することを前提に、老人・身体障害者等を介護する同居の親族等にも付随的に同様のサービスを提供することは、老人・身体障害者等の福祉に関する業務に附帯する業務であると解することも可能です。

<以上>